

信用事業強化計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編
及び強化に関する法律附則第 8 条第 1 項)

平成 30 年 6 月

宮城県漁業協同組合

目 次

1. 平成 29 年度3月期決算概要

(1) 経営環境	1
(2) 決算の概要	1
(3) 自己資本比率の状況	3

2. 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 水産業者に対する信用供与の円滑化の方策	3
(2) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の水産業者需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策	6
(3) 被災者への信用供与の状況	7
(4) 東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策	9
(5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策	20

3. 剰余金の処分の方針

23

4. 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保の方策

(1) 経営管理体制	23
(2) 業務執行に対する監査または監督の体制	23
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針	24

1. 平成 29 年度3月期決算概要

(1) 経営環境

東日本大震災から 7 年あまりが経過し、宮城県の震災復興計画は「復旧期」（平成 23～25 年度）、「再生期」（平成 26～29 年度）を経過し、10 年計画の最終期になる「発展期」（平成 30～32 年度）に入っています。公共施設や道路・医療をはじめとする生活インフラの再建・整備が進み、再生の取り組みが加速しつつあります。災害公営住宅や高台移転による宅地整備でも用地取得は完了し全工事が着手されるなど、復旧・復興に向けた動きが進んでいます。

県内の漁業においても、各種補助金や制度資金の活用等により漁船の隻数は震災前の平成 22 年度対比で約 98%まで復旧（復旧を希望する全ての漁船の復旧は完了）し、漁港や生産施設等の復旧も進んでおります。ただし、例えば漁港の被災箇所に対する復旧工事完成率は 75%にとどまっており、工事の完成にはいまだ時間を要すほか、原発事故による国外における禁輸措置の継続など、組合員を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況下、当組合は、主に水産業を営む漁業者を中心とした地域の皆様が組合員・利用者となって相互扶助を共通理念として運営する協同組織であること、また地域経済を支える重責を担う地域金融機関であることから、これまで以上に金融仲介機能を發揮し、漁業者を中心とした地域の皆様及び地域への復興支援に取り組んでいく方針としております。

(2) 決算の概要

a 資産・負債の状況

(a) 貸出金残高

貸出金残高（末残）は、平成 29 年 3 月末対比 565 百万円減少し、14,720 百万円となりました。

漁船や水産関連施設の整備にかかる事業資金について引き続き対応したほか、被災地域の高台移転等による生活再建が進むなか、住宅ローンの取り扱いが増加傾向にあり、各地域で住宅相談会を開催するなど住宅資金の取り扱いに積極的に対応し、平成 29 年度中に 44 件、959 百万円の融資を行っております。その一方、3 施設保有漁協に対する貸出金の償還が継続して進んだことにより、全体の残高としては引き続き減少することとなりました。

(b) 埋立金残高

埋立金残高（末残）は、北部・中部で好調な水揚げを反映し個人埋立金が堅調に推移しました。また、11～12 月の JF マリンバンク全国統一キャンペーでは定期埋立金は純増となりました。一方で、生活再建や漁業再開に伴う資金の引出しに加え、地公体埋立金の大口の払戻が影響し、埋立金残高の全県での合計は平成 29 年 3 月末対比 5,954 百万円減少し、86,309 百万円となりました。

(主要勘定の推移)

(単位：百万円)

	平成 30 年 3月末実績		平成 29 年 3月末実績	平成 28 年 3月末実績	平成 27 年 3月末実績
	前期末対比				
資産	103,575	▲5,677	109,252	109,881	108,731
うち預け金	77,531	▲5,349	82,880	80,440	77,310
うち貸出金	14,720	▲565	15,285	16,855	19,758
農林水産業	9,268	▲975	10,243	11,475	14,221
製造業	1,204	▲78	1,282	1,350	1,398
その他	729	+428	301	484	478
地公体・金融機関貸出	3,519	+ 60	3,459	3,546	3,661
うち固定資産	6,662	+ 29	6,633	6,812	6,844
負債	91,131	▲6,174	97,305	98,433	97,968
うち貯金	86,309	▲5,954	92,263	92,721	91,021
純資産	12,444	+497	11,947	11,448	10,762

b 損益の状況

事業総利益は 2,860 百万円と、昨年度より 246 百万円増の実績となりました。販売事業では乾ノリ・ワカメ・ギンザケなどの単価が堅調に推移し、販売事業総利益は昨年度より 156 百万円増の 1,221 百万円となりました。また、信用・販売・指導事業直接費に計上していた臨時・嘱託職員の人事費を事業管理費として計上したことが増加の主因となりました。

また、事業管理費について、前述しました臨時・嘱託職員の人事費を、平成 29 年度決算より事業管理費へ計上することとしたため、昨年度に比べ 166 百万円増加し、事業利益は昨年度対比 79 百万円増の 323 百万円、当期剰余金は同 97 百万円増の 652 百万円となりました。

(損益状況の推移)

(単位：百万円)

	平成 30 年 3月末実績		平成 29 年 3月末実績	平成 28 年 3月末実績	平成 27 年 3月末実績
	前期末対比				
事業総利益	2,860	+246	2,614	2,821	3,145
うち信用事業	725	+46	679	724	1,134
うち共済事業	70	+4	66	77	76
うち購買事業	321	▲70	391	399	484
うち販売事業	1,221	+156	1,065	1,205	1,062
事業管理費	2,536	+166	2,370	2,264	2,204
うち人件費	1,835	+173	1,662	1,632	1,593
うち施設費	174	+13	161	148	146
うち減価償却費	244	▲15	259	222	210
事業利益	323	+79	244	557	940
事業外収益	144	+1	143	266	196
事業外費用	18	+8	10	12	15
経常利益	449	+72	377	811	1,122
特別利益	83	▲1,083	1,166	1,975	1,621
うち固定資産取得補助金	27	▲875	902	1,949	1,454
うち災害特別利益	0	▲210	210	11	146
特別損失	38	▲922	960	1,964	1,408
うち固定資産圧縮損	27	▲873	900	1,944	1,393
うち減損損失	0	±0	0	3	5
うち固定資産関連損失	11	▲49	60	13	10
税引前当期利益	493	▲90	583	821	1,334
当期剰余金	652	+97	555	835	1,421

※前事業年度において計上すべき買取販売に係る販売品販売高 108 百万円、販売品販売原価 104 百万円、当該経済事業未収金に対する貸倒引当金繰入額 118 百万円が計上されていませんでした。また、賞味期限の切れた棚卸資産（銀ざけ冷凍加工品等）に係る評価損 64 百万円が販売品販売原価に計上されていませんでした。当該誤謬の訂正を行った結果、当該事業年度の期首における純資産額は 177 百万円減少しております。

(3) 自己資本比率の状況

平成 30 年 3 月末時点での自己資本比率は、昨年度から開始した増資運動と利益の計上等により自己資本が増加したことから、平成 29 年 3 月末対比で 2.22 ポイント上昇し 32.48%となりました。

平成 24 年 3 月の優先出資 6,680 百万円の発行による資本支援以降、震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えております。

(自己資本比率の推移)

平成 30 年 3 月末*	平成 29 年 3 月末*	平成 28 年 3 月末*	平成 27 年 3 月末*
32.48%	30.26%	28.81%	26.46%

* バーゼル III 国内基準を適用。

2. 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策

a 水産業者に対する信用供与の実施体制の整備及び強化のための方策

東日本大震災以降、組合員・利用者が甚大な被害を受けている状況を踏まえ、既往貸出金の返済猶予や条件変更にかかる相談への対応等を進めるとともに、事業再開・継続に向けた資金需要への対応等に積極的に取り組んでいくため、次のとおり体制整備等を含めた取り組みを行っております。

(a) 復興対策室による復興支援の取り組み

地域漁業の早期復興、組合員の早期漁業再開等に向けた企画立案及び実践部門として平成 23 年 5 月に設置した復興対策室では、組合員の漁業再開に向けた共同化の推進や、国・宮城県・市町の補助事業活用等、組合員向けの公的支援活用サポートにかかる企画立案、3 施設保有漁業協同組合¹に対する実務的な支援を行っております。平成 30 年度より指導部と統合し、引き続き支援に取り組んでおります。

(b) 信用事業実施体制の整備について

当組合では、平成 25 年 4 月の事業本部制への移行（後述）に合わせ、効率的な信用店舗体制を構築するために店舗機能の見直しを行い、為替店舗を本所及び北・中・南部の各金融センターに集約するとともに、顧客利便性の維

¹ 【施設保有漁業協同組合】

震災の被害により漁船・施設を失った漁業者が早期に漁業を再開することを目的として地域漁業者が設立した、共同利用漁船・施設の保有・貸与を事業内容とする漁協です（宮城県北部施設保有漁業協同組合、宮城県中部施設保有漁業協同組合、宮城県南部施設保有漁業協同組合の 3 組合）。

持・補完のため、特定の曜日に営業する店舗の導入や移動店舗車²による仮設住宅等への巡回営業のほか、ATMの増設等を進めております。平成30年5月末現在、為替店舗4店舗、特定の曜日に営業する店舗13店舗の計17店舗、ATM19台にて信用事業を実施しております。なお、移動店舗車は平成29年度をもって営業を終了しております。

(c) 漁業金融相談員の配置による融資相談態勢の強化

当組合では、震災以降、組合員・利用者からの様々な相談を受け付けており、その件数は平成30年5月末までに、3,628件となっております。そのうち、融資相談（既往借入金の返済猶予、既往借入金の条件変更、新規融資の申込み）が2,869件と太宗を占めている実態を踏まえ、組合員等からの経営相談や資金サポートにかかるニーズに応えるべく各地区に配置されている漁業金融相談員10名が中心となり、借入申込時より事業計画・償還計画等の相談を実施するなど、ニーズに即した相談機能を提供しております。

今後も、復旧・復興の進捗に合わせて、地域のコンサルティング機能の中核として、漁業金融相談員を中心に組合員等からの要望をきめ細かく把握し、ニーズに即した対応が行えるよう、より一層、相談機能の強化に取り組んでまいります。

(相談内容一覧表)

相談内容	受付件数				うち 対応済
	震災 ～ 29/3	29/4 ～ 30/3	30/4 ～ 30/5	累計	
既往借入金の返済猶予	354	0	0	354	354
既往借入金の条件変更	105	4	1	110	110
新規融資の申込み	2,095	290	20	2,405	2,405
相続手続	755	4	0	759	759
合 計	3,309	298	21	3,628	3,628

(d) 事業本部制による復興支援体制の強化

当組合は、事業部門ごとの本所・総合支所・支所の一体的事業運営の確立を目的に、平成25年4月に経済・信用共済・指導総務の3事業本部に機能・権限を集約した「事業本部制」を導入し、「責任を持った支所の事業運営」と「責任を持った本所・総合支所（平成28年4月からは後述のセンター）のサポート」を実現していくこととしております。

事業本部制導入4年目の平成28年4月には、上記「事業本部制」の下で「部門における責任関係・指揮命令系統の明確化」「部門における機動的人材活用」「地域拠点としての支所指導・収益責任の分離」を図るため、総合支所を機能別に経済・金融・地域の各センターに分割し、各事業本部の指揮命令系統

² 【移動店舗車】

あらかじめ周知した日時・場所において貯金の受払いや通帳記帳等の業務を行う車両です。専用の車両「マリン号」を用い、仮設住宅等への巡回営業を行っています。

の下に再編しております（以下、「センター化」とします）。

また、後述の通り、平成 30 年度より「経営統括部」を新設し、経営管理、リスクマネジメントに関する事項全般を所管することで、各部署との情報連携のもと、当組合の統合的なリスク管理を行うこととしております。

(e) 事業間連携の強化

当組合では、漁業協同組合金融機関の特性を生かし、信用共済部門と経済事業部門とが連携して信用事業債権と経済事業債権を一体的に管理するべく、「債権管理事務手続」（平成 25 年 10 月制定。28 年 4 月一部改正³。）に基づき、重点的な支援等が必要な債務者等を対象に経営状況を面談等で把握し、経営・生活再建支援に取り組んでおります。

債務者ごとの状況や対処方針に基づく管理状況等については、平成 26 年 3 月より理事会において定期的に報告を行っております。

(f) 新人事制度の導入

当組合では、信用事業強化計画に掲げた取り組みを着実に実践していくこと等を目的として、平成 26 年 4 月より目標管理制度に基づく新たな人事制度を導入しております。これまで、新制度にかかる職員への周知や目標管理の進め方などについて考課者に対する研修等を実施するとともに、関係規程等の整備や、新制度の理解深化のための取り組みを継続しております。また、平成 27 年度からは職員自身による「自己申告シート」作成によるキャリアプランに対する意識づけを定期的に行っております。

b 水産業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

(a) 現地検討会での進捗管理

当組合は、事業本部制による支所・センター・本所の一体的業務運営ならびに P D C A サイクル（事業活動の管理にあたって、計画・実行・確認・処置の 4 段階の取り組みを繰り返し行うことによって、継続的にプロセスを改善していく手法。以下、P D C A という。）の実践を目的として、管内 3 地区別に、地区内の支所長と本所各事業部門が参集する「現地検討会」を平成 25 年 6 月以降、毎月開催しております。

現地検討会では管内の情報交換に加えて、各地区担当理事ならびに経済事業本部・信用共済本部が毎回出席し事業の運営や漁協の経営にかかる認識の共有化を図るほか、支所別の計数項目に沿った実績の検討を行っております。これらを通じて、組合員等の復興支援や経営サポートに取り組んでおります。

³ 債権管理の実効性を高めること等を目的とした一部改正（①要管理債務者およびその管理ランクの決定に関する専決権限を、全部門を統括する専務理事に変更、②要管理債務者の管理に係る手順および作業時期等を明確化）を実施しております。

(b) 実務者会議での進捗管理

当組合は、信用事業強化計画および経営改善計画の月次の進捗管理とともに、計画達成に向けた取組事項の実施状況を検討するため、全理事・全部室長による「実務者会議」を平成 24 年 4 月以降、毎月開催しております。

実務者会議では、組合員・利用者への信用供与や復興支援等の取り組みに関する計数により上記計画の進捗状況を検証するとともに、上記計画で定める重点取組事項の達成に向けた行動計画に基づく各部門の定性的目標項目について P D C A を実践しております。これらによりいっそう着実に計画を実行し、組合員・利用者の復興支援に取り組んでおります。

(c) 理事会での進捗管理

当組合は、平成 24 年 4 月から理事会において、実務者会議での検証結果を報告し、信用事業強化計画の進捗状況の管理及び信用供与の対応が適切に行われていることを確認しております。信用供与の対応状況等に課題が生じた場合には、問題点の洗い出し、改善策の検討等を行い、以降の推進策等に反映してまいります。

(d) 経営管理委員会での進捗管理

当組合は平成 24 年 4 月から、信用事業強化計画の進捗管理について、原則毎月開催される経営管理委員会において理事から報告を行い、組合員・利用者への信用供与や復興支援等が適切に行われていることを確認しております。

当組合の基本的な業務方針を検討するにあたっては、今後も信用事業強化計画の進捗状況等を十分に勘案のうえ対応し、適時適切に必要な見直し等を実施してまいります。

(2) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の水産業者需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策

当組合では、平成 23 年 6 月から取扱開始となった実質無利子・無担保・無保証人で対応可能な資金等を積極的に活用しながら、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資に取り組んでおり、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月末までに事業資金について計 97 件、938 百万円を実行いたしました。

生活資金では、組合員・利用者の早期の生活再建・安定化に向けて、住宅ローンをはじめとして資金ニーズにかかる相談に応じつつ、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月末までに計 50 件、964 百万円を実行しております。

また、融資担当者の育成を図るため、外部の組織が実施する融資業務に関連する集合研修や通信研修等も積極的に活用し、職員の人材育成に継続的に取り組んでおります。

<担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績>

(単位:件, 百万円)

資金名	震災～H29/3		H29/4～30/3		H30/4～5		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	1,541	23,616	97	938	5	141	1,643	24,695
うち漁業近代化資金(制度資金)	430	13,879	50	659	4	138	484	14,676
うち東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金(当組合独自資金)	63	1,209	25	204	1	3	89	1,416
うち農林漁業セーフティネット資金	886	7,544	0	0	0	0	886	7,544
うち漁業経営維持安定資金	38	601	0	0	0	0	38	601
生活資金	304	4,279	50	964	7	118	361	5,361
うち住宅ローン(災害復興住宅融資等)	228	4,224	44	959	5	116	277	5,299
うち教育ローン(公庫資金)	4	6	1	2	0	0	5	8
合 計	1,845	27,895	147	1,902	12	259	2,004	30,056

<集合研修受講実績>

研修名	参加者数
金融法務研修	2名
融資法務基本研修	2名
漁業金融相談員・融資担当者研修会	1名
漁業金融リーダー研修会	1名

(3) 被災者への信用供与の状況

a 被災者に対する条件変更等の対応状況

当組合では、震災発生以降、平成23年12月末までの間に354件、3,994百万円について暫定的に約定返済の停止を行う返済猶予を受け付け、組合員・利用者の状況等に応じて期限延長や金利条件変更等の償還条件の緩和を実施してまいりました。平成30年5月末現在、上記の返済猶予について、対応先はありません。

当組合では、一時的に収益が悪化している組合員・利用者に対しては、貸出条件変更(条件緩和)へ取り組むこととしておりますが、平成29年4月から平成30年3月末までに4件、10百万円を対応しております。

<条件変更契約を締結した貸付債権の数及び当該債務者向け債権額>

(単位:件, 百万円)

	震災～29/3		H29/4～30/3		H30/4～5		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	68	2,563	3	6	0	0	71	2,569
うち運転資金	42	2,147	3	6	0	0	45	2,153
うち設備資金	26	416	0	0	0	0	26	416
生活資金	19	218	0	0	0	0	19	218
うち住宅ローン	19	218	0	0	0	0	19	218
その他	2	2	1	4	0	0	3	6
合 計	89	2,783	4	10	0	0	93	2,793

b 被災者に対する新規融資の実績

当組合では、組合員・利用者の事業再開や生活基盤の維持・安定化に必要となる資金について、想定されるニーズへ適時適切に相談を受け付けるとともに、これらに対応するための資金メニューを用意し、積極的に融資を行ってまいりました。

事業資金については、事業再開や漁船等の設備取得を希望する組合員等に対し、漁業近代化資金や農林漁業セーフティネット資金等を提案しております。

漁業近代化資金は、施設保有漁協向けの融資を含め、平成29年4月から平成30年3月末の間に計50件、659百万円を対応いたしました。

また、当組合の独自資金である東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金の活用も積極的に提案し、同期間ににおいて計25件、204百万円を対応する等、組合員等の早期漁業再開や経営安定化に向けて、円滑な対応を進めております。

生活資金についても、住宅ローンをはじめとして積極的な提案を行っております。漁業再開の進展に伴い、住宅ローンの取り扱いも増加傾向にあり、当組合独自資金であるJF住宅ローン及び住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の合計で、同期間ににおいて計44件、959百万円を対応する等、組合員等の生活再建に向けても積極的な支援を行っております。

[宮城県漁業信用基金協会と連携した緊急保証対策の活用]

宮城県漁業信用基金協会と連携し、「東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金」等の緊急保証対策を活用し、組合員等の設備資金や中長期運転資金を積極的に対応しております。

[国・宮城県の利子補給等による無利子の漁業近代化資金の活用]

組合員が「共同利用漁船等復旧支援対策事業」や「水産業共同利用施設復旧整備事業」等の国の補助事業を活用して調達する漁船や漁具、定置網等や陸上の共同利用施設に対する融資について、積極的に対応を進めています。

[その他の制度融資等の活用]

組合員・利用者の状況等に応じて、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」や各種制度資金の積極的な活用に向けて提案を行っております。

<東日本大震災に伴う復興関連商品>※1

(単位：件、百万円)

商品名	開始時期	実行実績※2		商品内容			
		件数	金額	期間	金利	担保	保証※3
漁業近代化資金	H23/6	484	14,676	23年	0.0%	無担保	機関保証
東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金	H23/6	89	1,416	23年	1.55%	無担保	機関保証
農林漁業セーフティネット資金	H23/6	886	7,544	13年	0.0%	無担保	無保証
漁業経営維持安定資金	H23/11	38	601	18年	0.0%	無担保	機関保証

- ※1 各種資金の代表的な指標を記載したものであり、資金使途や借入申込者の経営状況等による内容変更あり。
- ※2 震災以降、平成30年5月末までの累計。
- ※3 機関保証は宮城県漁業信用基金協会保証。

<新規融資実績>

(単位：件、百万円)

	震災～H29/3		H29/4～H30/3		H30/4～5		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	1,541	23,616	97	938	5	141	1,643	24,695
うち漁業近代化資金	430	13,879	50	659	0	0	480	14,538
うち東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金	63	1,209	25	204	1	3	89	1,416
うち農林漁業セーフティネット資金	886	7,544	0	0	0	0	886	7,544
うち漁業経営維持安定資金	38	601	0	0	0	0	38	601
生活資金	304	4,279	50	964	7	118	361	5,361
うち住宅ローン	228	4,224	44	959	5	116	277	5,299
うちライフスポットローン	45	32	0	0	0	0	45	32
うち教育ローン	4	6	1	2	0	0	5	8
合 計	1,845	27,895	147	1,902	12	259	2,004	30,056

※ 事業資金・生活資金ともに、上記以外にマリンスポットローンや漁協ローンを含む。

(4) 東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 復興基本方針等に基づく復興対策室の取組強化

当組合では、震災直後の平成23年3月14日に、当組合内に「東日本大震災被害対策本部・支所」を設置したほか、震災復興にかかる基本方針を示した「JFみやぎ漁業復興基本方針」(平成23年4月27日制定、同年7月21日に追加制定)の下、国・宮城県等の補助事業を活用した組合員の早期再建や資金対応、事業運営体制の見直し等を通じた当組合の再建に取り組むこと等を方針として明確にしております。

以上の方針に沿って地域漁業の早期復興、組合員の早期漁業再開に向けた企画立案及び実践を専門に行う部門として平成23年5月11日に設置した復興対策室では、補助事業の活用による漁業再開支援や北部・中部・南部各地区の各施設保有漁業協同組合の運営支援に取り組んでおります。

復興対策室は平成30年度より指導部と統合し、引き続き支援に取り組んでおります。

b 被災地域の復興支援にかかる取り組み

(a) 漁業の早期復興に向けた取り組み

ア 漁業再開・継続に向けた相談への対応

当組合では、組合員の漁業再開状況や資金対応等の各種ニーズを把握し、事業面での支援に取り組むことを目的に、組合員を対象にした調査

を毎年実施してまいりました。平成 28 年 9 月の調査では、対象とした正組合員 3,052 名中、98.0%に相当する 2,992 名から実質的に漁業を再開しているとの回答を得ており、正組合員の漁業再開には一定の目途がついたものと認識しております。一方、平成 29 年 8 月に実施した通算 8 回目の調査では、後継者の状況や住宅再建等についての課題等を把握すべく、組合員 8,876 名（正組合員 3,035 名、准組合員 5,841 名）を対象とし、主に生活環境等の動向把握を目的として調査を実施した結果、現在の住居状況について、8 割以上が自己住宅であり、災害公営住宅を合わせると 9 割という回答を得られ、生活環境の復旧においても一定の目途がついたものと認識しております。今後も漁業を再開した組合員の操業の継続に向けて、本調査で把握された各種ニーズを踏まえ、漁業金融相談員をはじめとする役職員が一丸となって相談・支援に取り組んでまいります。

イ 漁業再開に向けた枠組み整備・公的支援活用サポート

当組合では、組合員のニーズを把握したうえで、組合員が早期に漁業を再開できるよう、国が措置した各種の漁業復興に向けた支援策を最大限活用することとし、水産庁の「水産復興マスターplan」における「漁船・漁具等の生産基盤の共同化・集約化を推進する」との基本方針に沿い、組合員による漁業の共同化を推進しております。

具体的には、組合員が国の「共同利用漁船等復旧支援対策事業」や「水産業共同利用施設復旧整備事業」等を活用するにあたり、共同利用事業の実施主体として組合員のグループが平成 23 年 12 月に設立した 3 施設保有漁業協同組合に対して、当該補助事業の活用や運営事務（経理、総務、資産管理等）の受託、適切な信用供与に基づく融資等を通じた支援を実施しております。その結果、平成 30 年 5 月末現在で 3 施設保有漁業協同組合へ組合員 3,437 名が加入し、これまでに登録等が完了した漁船・漁具・定置網や陸上施設等の件数は上記 3 施設保有漁業協同組合の合計で 5,232 件となっております。

<各施設保有漁業協同組合の状況> (平成 30 年 5 月末現在)

名 称	完了件数
北部施設保有漁業協同組合	2,495 件
中部施設保有漁業協同組合	2,209 件
南部施設保有漁業協同組合	528 件
合 計	5,232 件

また、漁業の早期再開と経営安定化に資する取り組みとして、漁業再開に当面必要な経費（施設等借上費、養殖作業費、資材費等）について国から助成が受けられる「がんばる漁業復興支援事業」、「がんばる養殖復興支援事業」制度の活用に向けて、組合員の状況に応じた活用の推進・提案や

円滑な実施のためN P O 法人水産業・漁村活性化推進機構等との連携を強化して取り組みました。当組合が実施主体となり、積極的に推進を行った結果、平成 30 年 5 月末までに、関係機関等から計画承認を受けた 62 部会 468 経営体が同事業を活用し、全部会すべての経営体が事業期間を終了し、漁業再開を果たしております。

このほか、公的支援活用サポートの観点では、「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」⁴の活用による中核的漁業者への漁船リース事業にも取り組んでおります。平成 28 年 7 月には事業実施主体となる一般社団法人宮城県水産業構造改革支援協会を設立し、同協会ならびに広域水産業再生委員会と連携して、漁業者の所得向上に必要となる漁船の円滑な導入を支援しており、平成 30 年 5 月末までに 27 隻が計画承認を受け、18 隻のリースが開始されております。

(b) その他被災地域の復興に資する取り組み

ア 東京電力への損害賠償請求等への取り組み

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う水産物の出荷制限や風評被害等がもたらす価格下落は、組合員の漁業再開や経営再建さらには地域漁業の復興に向けて大きな障害となっています。

東京電力との損害賠償の請求にかかる交渉については、当組合内に平成 24 年 7 月に設置した「宮城県漁業協同組合・東京電力福島原発事故被害対策本部」が窓口となり、組合員から委任を受け、賠償請求を継続的に実施しております。

さらには、出荷制限や風評被害の継続が被災地域の漁業復興を阻害しかねない状況となっていることから、宮城県や関係機関と連携し、汚染水流出や風評被害、禁輸措置等への対策要請並びに放射性物質にかかる検査の強化等を継続して行っております。

イ 漁場復旧や地域再生に資する取り組み

当組合では、平成 28 年 3 月まで、国の「漁場生産力回復支援事業」⁵を活用して、早期の漁場復旧に向けた取り組みを進めてまいりました。

また、「被災海域における種苗放流支援事業」等も活用し、5 月から 10 月にかけてアワビの稚貝を累計 100 万個放流するなど、漁場の再生に取り組んでおります。

⁴ 【水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業】

「浜の活力再生広域プラン」において中核的漁業者として位置づけられた漁業者の収益向上に必要となる漁船を、一定の要件を満たすリース事業者が国の補助を得て所定の審査の下に取得し、当該漁業者にリースする取り組みを支援する事業です。

⁵ 【漁場生産力回復支援事業】

藻場や磯根資源が喪失したことにより著しく低下した漁場の生産力の回復を図るために漁業者グループが行う漂流物の回収等の取り組みを支援する国の補助事業です。

ウ 水産資源の維持・回復、漁場の有効利用に資する取り組み

資源の回復・維持・増大に向け、当組合の七ヶ浜振興センターにおいて栽培した稚ウニ 33 万 2600 個体（平成 29 年 4 月～8 月）、稚ナマコ 1 万 6 千個体（9～10 月）を県内各浜において放流しました。また、稚貝放流用のアサリ中間育成稚貝 24 万 8 千個体（9 月）を各浜に配布しました。

平成 30 年 4 月～5 月には稚ウニ（18 万 5 千個体）を各浜に配布しました。

エ 水産資源の維持回復を通じた漁家経営安定に資する取り組み

資源管理の推進と漁家経営の安定を目的に平成 24 年 1 月から「漁業収入安定対策事業」⁶ 活用を通じた計画的資源管理や漁場改善への取り組みを推進し、平成 30 年 5 月末現在、アワビ 10 支所 4,851 名、イサダ 11 支所 94 名、イカナゴ 15 支所 177 名、定置網 17 支所 143 経営体、サンマ 3 支所 3 名、スルメイカ 13 支所 55 名、ヒラメ・マコガレイ 13 支所 177 名、シロザケ 12 支所 154 名、貝桁 2 支所 55 名が計画に参加しています。

オ 組合員の養殖生産物の生産向上や安定生産に資する取り組み

当組合では、水産振興センターを設置し、早期復興のための種苗生産と指導を実施しております。

具体的には県地方振興事務所や水産技術総合センターと連携のうえ、種苗生産や中間育成試験のほか、各浜の養殖研究会等への生産指導を行いました。

カ 燃油・飼料価格高騰対策等を通じた漁家経営安定に資する取り組み

燃油・飼料価格の高騰は、被災からの経営再建を目指す組合員にとって漁業経営への影響が極めて大きいことから、「漁業経営セーフティーネット構築事業」⁷やこれを拡充・強化する形で措置された「漁業用燃油特別対策」⁸について、関係機関と連携して加入推進を重点的に実施しました。漁業経営セーフティーネット構築事業の契約者数は平成 30 年 5 月末現在で計 381 名となり、うち 125 名が漁業用燃油特別対策を活用しております。

また、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」⁹等の活用を支援し、平成

⁶ 【漁業収入安定対策事業】

計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業災害補償法に基づき実施する漁業共済や「積立ぶらす」の仕組みを活用し、漁業収入が減少した場合の補填を行い、漁業者の収入の安定等を図る事業です。

⁷ 【漁業経営セーフティーネット構築事業】

漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が高騰したときに補填金を交付し、漁業・養殖業経営の安定化と水産物の安定供給の確保を図る事業です。

⁸ 【漁業用燃油特別対策】

「漁業経営セーフティーネット構築事業」に加え、さらなる高騰時に特別発動ラインを設定し、これを超えた場合に国の拠出割合をより高くする措置が実施されております。

⁹ 【競争力強化型機器等導入緊急対策事業】

地域全体の競争力強化を図るために域内の各漁村地域が連携して策定した「浜の活力再生広域プラン」に基づいて、意欲ある漁業者が生産性の向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入する場合に、当該機器の導入を支

30年5月末までに使用漁船への省エネ型推進機関等の導入について組合員242名¹⁰が計画の承認を受けております。

キ 被災した組合員・利用者への生活再建に資する取り組み

震災直後より、共済業務では全国共済水産業協同組合連合会と連携し組合員・利用者の被災による死亡・家屋の損壊等の被害状況を把握し、震災から平成30年5月までの間に普通厚生共済（チョコ一）11,695件、15,081百万円、生活総合共済（くらし）4,228件、7,517百万円の共済金の支払対応を行っており、現在も継続的に実施しております。

＜共済金の支払対応実績＞ (単位：件、百万円)

	震災～29/3		29/4～30/3		30/4～5		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
普通厚生共済（チョコ一）	10,225	13,220	1,285	1,518	185	343	11,695	15,081
生活総合共済（くらし）	4,138	7,445	74	48	16	24	4,228	7,517

上記のほか、前記エの推進にあたって、漁業共済組合と連携して資源管理計画や漁場管理計画の策定等にかかる取り組みを実施しております。また、漁船保険組合と連携し、共同利用漁船等復旧支援対策事業等の進捗に合わせた漁船保険の加入を推進しております。

c 金融面の対策

当組合では、組合員・利用者からの声に丁寧に耳を傾け、被災状況、事業再開に向けたニーズ等を的確に把握したうえで、次のとおり組合員等の状況に応じた金融面での支援を行っております。

(a) 既往債務の対策

当組合では、東日本大震災の影響を受けた組合員等から受け付けた既存融資にかかる返済猶予や条件変更等への対応に積極的に取り組んでおります。

具体的には、農林漁業セーフティネット資金、漁業経営維持安定資金、東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金等を積極的に活用し、実質無利子、無担保・無保証で対応可能な貸付への既往債務の借り換えを進めております。

二重債務問題への対応についても、㈱東日本大震災事業者再生支援機構、宮城産業復興機構、個人版私的整理ガイドライン等を活用し、組合員等の復興に向け積極的な支援を進めております。

㈱東日本大震災事業者再生支援機構の活用では、震災前債権の買い取りにかかる支援決定を受けた1件について、平成29年5月に買い取りが実行され

援する事業です。

¹⁰ 平成25年度までの「省エネ機器導入支援事業」、平成26年度の「漁業経営体質強化機器設備導入支援事業」によるものを含めております。

ております。このほか、平成 30 年 5 月末時点において 1 先にかかる債務整理について、同機構と協議を継続しております。

また、個人版私的整理ガイドラインの活用では 1 件について、現在関係先との協議を行っております。なお、宮城産業復興機構の活用による債務整理においては、協議を継続している相談案件はありません。

また、当組合では、県内において行われる防災集団移転促進事業に関して、自治体による買上げ対象となる宅地等にかかる抵当権の取り扱いについて対応方向を整理しており、買上げ代金が債務に充当される場合には、住宅ローンが全額返済とならない場合等を含めて基本的に抵当権解除に応じる方向であること、その後の債務返済のご相談についても真摯に対応することとしております。

<二重債務への対応>

	相談受付件数				うち 対応済
	震災～29/3	29/4～30/3	30/4～5	累計	
東日本大震災事業者再生支援機構	12※1	0	0	12	10
宮城産業復興機構	3	0	0	3	3
私的整理ガイドライン	11※2	0	0	11	9
合 計	26	0	0	26	22

※1 相談受付件数には、債務者自身が東日本大震災事業者再生支援機構への相談を取り下げた 1 案件が含まれている。

※2 相談受付件数には、計画を作成しないため手続終了となった 1 案件が含まれている。

(b) 新規資金需要への対応

当組合では組合員・利用者の事業の再開・継続に向けて、漁業近代化資金や農林漁業セーフティネット資金のほか、組合員・利用者の状況に応じて東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金や漁業経営維持安定資金等を提案し、これらの積極的な活用に取り組んでおります。

また、漁業の再開・継続にかかる事業資金だけでなく、生活資金への融資ニーズにも対応しており、住宅ローンの融資実績は、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月末までの間において、独自資金である JF 住宅ローンは 30 件、719 百万円、住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の代理貸は 14 件、240 百万円となりました。

(c) 信用事業推進運動の展開

当組合では事業利用を通じて組合員等との関係を強化すべく、信用事業推進態勢を整備しております。平成 29 年 4 月からは平成 30 年 3 月 30 日までを対象期間として「ズバリ！ 漁協の定期貯金・定期積金」キャンペーン、年金お受取口座新規指定者ご紹介キャンペーンを実施しているほか、全国統一キャンペーンに合わせた特別推進期間を 5 月・6 月、11 月・12 月、3 月に設定し、推進運動を展開しております。また、平成 29 年 2 月に新設された、水揚

天引によって超長期にわたり積立てることで組合員が老後や凶漁・災害等非常時の「いざ」という時に備える（そなえる）ための「そなえる貯金」を推進すべく、組合広報誌『海と共に』や組合員集会などあらゆる場面でP Rに努めております。

このほか、当組合ATMから離れた地域での住宅再建等の場合においても利便性を維持・拡大すべく、当組合のATMだけでなく他行・コンビニエンスストア等のATMを含めた入出金手数料の実質無料化を図るためのキャッシュバックを継続しております。

d 人材育成と活用

当組合では、組合員・利用者からの相談に的確に応じ様々なニーズに対応するため、貯金・融資等にかかる通信研修の受講を奨励しているほか、階層別・分野別の集合研修の開催、他団体が開催する研修への参画等を通じて、専門的な人材の育成に取り組んでおります。

今後も、継続的な人材育成により、組合員等の復興支援、経営指導等への対応力が一層向上するよう取り組んでまいります。

<受講奨励する通信研修の受講状況>

通信研修	実績	
	受講者数	開始時期
貯金コース	4名	平成24年3月
	3名	平成24年5月
	2名	平成26年7月
信用事業基本コース	8名	平成26年7月
	4名	平成27年6月
	3名	平成28年6月
	3名	平成29年6月
年金基礎コース	3名	平成26年7月
	7名	平成27年6月
	6名	平成28年6月
	3名	平成29年6月
為替・決済コース	2名	平成24年3月
	2名	平成26年7月
融資コース	4名	平成24年3月
	5名	平成27年6月
	2名	平成28年6月
	1名	平成29年6月
ローン基礎コース	1名	平成26年7月
住宅ローンコース	2名	平成26年7月
信用事業管理者コース	4名	平成24年5月

<集合研修の実施・参加状況>

集合研修	参加者数	開催時期
貸出法務基礎研修	30名 29名	平成24年度 平成26年度
コンプライアンス研修	174名 96名 124名 65名 40名	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度
貯金窓口事例研修(担当者向)	138名 2名 60名	平成24年度 平成25年度 平成26年度
ローン推進基礎研修	24名	平成24年度
貸出管理回収事務研修	27名 1名	平成24年度 平成25年度
貸出事務研修	58名	平成25年度
店周・窓口対応推進研修	1名 3名 1名	平成24年度 平成25年度 平成28年度
店舗長研修	1名 1名 1名 1名	平成25年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度
決算税務研修	2名 2名 1名 2名 1名	平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度
債権管理・回収実践研修	1名	平成25年度
反社マネロン・コンプライアンス研修	2名 10名	平成25年度 平成29年度
年金研修	57名 53名 49名	平成27年度 平成28年度 平成29年度
年金基礎研修	1名	平成28年度
金融法務基本研修	1名 2名 2名	平成27年度 平成28年度 平成29年度
融資法務基本研修	2名 2名 1名	平成27年度 平成28年度 平成29年度
漁業金融相談員・融資担当者研修会	1名	平成29年度
漁業金融リーダー研修会	1名	平成29年度
為替実務研修	2名	平成27年度

【被災者への主な支援事例】

【事例1】 ホヤを中心とした宮城県産水産物のPRと消費拡大

当県産の水産物は、海外では一部の国でなお、東京電力福島第一原発事故に関連した出荷規制が解かれず禁輸措置を受けるなどしているところです。こうした風評被害等の中でも、とくに大きな影響を受けている魚種として挙げられるのが、当県が全国の生産量の8割（震災前）を占め海外にも多くが輸出されていた、ホヤです。震災後に養殖が再開されたホヤが出荷サイズに到達し始めた一昨年以来、当組合は漁業者の操業継続に向けて、輸出先を失ったホヤについて国内での消費を喚起すべく行政等と連携して多方面でプロモーション活動を実施したほか、これまで輸出先とされていなかった国や地域への販路開拓をめざして取り組んでまいりました。

去る5月3日、宮城県仙台市の中心街にある勾当台公園市民広場において、「ほや祭り 2018」が開催されました。地元の飲食店や水産加工会社など24社が出店し、様々なホヤ料理を提供しました。当日の来場者は10,657名と1万人を超え、多くの来場客で賑わいました。また、実際に生きているホヤなどに触れられるブースが設置され、多くの家族連れや子供たちが興味津々で触れたりしていました。今後もこういった活動によって、ホヤなど県産水産物の魅力をPRし、消費拡大に向け引き続き取り組んでまいります。



会場の様子



ホヤなどに触れる子供達



出店ブースの様子 1



出店ブースの様子 2

【事例2】 がんばる養殖復興支援事業の終了(成果報告)

平成30年3月22日、「がんばる養殖復興支援事業における成果報告会」が東京で開催されました。

「がんばる養殖復興支援事業（以下、がんばる養殖事業という）」の成果について、岩手県、宮城県に設置されました認定協議会の委員からの構成となる合同協議会が設置され、調査研究の結果を検証がなされました。

がんばる養殖事業は、東日本大震災により被災し漁業者などの生産基盤や生産活動の復旧・再開に向けて、安定的な水産物生産体制を構築し、収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進することを目的に創設された事業です。国が拠出した補助金により基金を造成し、特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構が事業主体として基金の運用がなされました。

平成23年12月に第1号が認定され、当組合においても62グループ、468経営体によって実施されました。魚種としては、ノリ・ワカメ・カキ・ホタテ・ギンザケ・ホヤ・コンブが対象となりました。

がんばる養殖事業の仕組として、①被災した3名以上の養殖経営体が共同化グループを組織し、養殖の早期再開と5年以内の自立を目指す「養殖復興計画」に基づき、最大で3事業期間の生産を実施。②「養殖復興計画」の実施にあたり、生産期間中に必要となる諸経費の助成を受けると同時に、出荷に伴う水揚金（生産物の販売代金）を基金へ返還する、という仕組みとなっております。

当組合においては、復興対策室を進捗管理部署として組合員の漁業再開などをサポートいたしました。平成27年度までに半数以上のグループについて事業が終了し、生産基盤の復旧や漁業の早期再開に大きく寄与し、魚種によっては震災前と同等以上の水揚量まで復旧いたしました。

平成29年9月、ギンザケグループの事業終了に伴い、当組合の「がんばる養殖事業」が終了となりました。

「がんばる養殖事業」は養殖業の早期再開や漁家経営の再建に必要な生産費用を支援する事業ですが、それと同時に関連産業の事業再開にも大きな効果をもたらし、その事業再開により二次的な関連産業の事業活動も活発化し生産誘発効果を生み、さらに、各産業における就業者の給与は消費誘発効果を生み出した、という調査研究結果が報告されました。



成果報告会の様子

(5) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

次に掲げる地域経済の活性化に資する方策の実践に努めつつ、組合員・利用者からのニーズを的確に把握し、信用供与の円滑化を図っております。

a 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化の方策

当組合では、東日本大震災による被害を乗り越え、地域漁業の活性化を図っていくためには、漁業就業者の育成及びその定着支援が従前以上に必要との認識から、指導総務部門、経済事業部門、信用共済部門が連携し、事業承継や新規就業に向けた相談体制の整備等の取り組みを行っております。

具体的には、地域・組合員等の個別事情や復興状況を勘案しつつ、次のとおり支援しております。

(a) 新規就業に対する支援

ア 新規就業促進のための取り組み

漁業の担い手の漁業開始や再開までの新たな技術習得や漁家子弟の漁業技術の習得に対する支援のため、平成24年2月から平成27年3月までの間、コーディネーター1名を配置し、着実に推進してまいりました。

また、新規漁業就業者受入促進のため、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターの主催した「漁業就業支援フェア2017」（平成29年7月東京会場・仙台会場）、宮城県・公益社団法人宮城県水産振興協会の主催した「2017漁業就業支援フェアin仙台」（平成29年9月）に出展し、合計12名の就業希望者と面談を行い、4名の研修受け入れを行いました。

このほか、前出の宮城県水産振興協会が行う「みやぎ漁師カレッジ」では、これまでの短期研修に加え、29年度から開設された7ヵ月間を期間とする長期研修においても現地での実地研修や教室での講義への出講などに参画し、漁業就業希望者へのアピールを行いました。

イ 就業準備段階での支援内容

新規就業者などが多額の初期投資を負担することなく、自立可能な漁業・養殖業技術を身につけられるよう、当組合は漁業生産組合や漁業者グループ等への加入を推進し、情報交換や技術指導等が可能となるような機会の提供に取り組んでおります。

その他、国で措置された「漁業復興担い手確保支援事業」および「新規漁業就業者確保事業」等、行政の支援を活用し、平成30年5月末までに394名が研修生として漁業技術を学んでいます。

さらに、信用事業を実施する全国の漁協系統団体（JFマリンバンク）の取り組みとして平成28年度から始まった「漁業新規就業支援事業」¹¹を

¹¹ 3親等内の親族の元で新規就業する者を研修生として受入れる漁業者に対して、研修費用を助成する事業です。公

活用し、平成 30 年 5 月までに 12 名（30 年度は 6 名が事前申請中）が親族漁業者の元で漁業の承継をめざしています。

ウ 就業段階での支援内容

初期投資にかかる設備資金や、漁業継続に必要な資金ニーズ等が発生した場合には、各種制度資金などの紹介に取り組んでおります。また、就業後の営漁にかかる相談や、経営に関する相談にも、指導総務部門と連携して継続的に適切な対応を行っております。

(b) 宮城県水産物のブランド回復等に向けた取り組み

宮城県産水産物の出荷量が徐々に回復する中、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害対策等の対応を進めてまいりました。当組合では、全国団体等の関係機関と連携し、汚染水の流出にかかる東京電力への抗議や、風評被害・禁輸措置等への対策にかかる行政への要請活動を行ったほか、県産ブランドの要である安心・安全な水産物の提供を担保するための取り組みとして、放射性物質にかかる検査体制の充実を図ることに加えて、各種の販売促進を継続して実施しました。検査については、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月末までの間に主要養殖品目を中心に、計 827 回の検査を実施し、当組合のホームページに逐次その結果を公表しているほか、販売促進を目的としたイベント（無料試食提供や店頭での P R 等）は平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月末までに計 60 回開催いたしました。今年度は、消費者が家でも調理してみたくなるようなメニューを実際に提供することを通じて宮城県産水産物の販売拡大につなげるべく、新たに導入された移動式販売車（キッチンカー）を活用し、米飯とのセットやカキフライなど、一般家庭の台所でも容易に調理可能な、本格的なメニューを販売しております。

また、今年度は当県の養殖ギンザケのブランド「みやぎサーモン」¹²についてかねてから申請していた農林水産省の地理的表示（G I）保護制度への登録が、盛漁期に先立つ 5 月 26 日に承認されております。当組合はこれを最大限活用し、知名度の向上と消費拡大ならびに付加価値の向上に努め、ブランド力のさらなる強化に取り組んでおります。

b 経営に関する相談その他の利用者に対する支援にかかる機能の強化の方策

漁業者等からの経営に関する相談に積極的に応えるため、当組合では前述のとおり面談調査を実施し、漁業再開や居住の状況について把握しております。平成 28 年 10 月に 5 名から 10 名に増員した漁業金融相談員の研修も実施しスキル向上に努め、よりいっそう漁業経営等に関する相談をはじめとする利用者に対する支

的な支援事業においては通常は対象外とされる、家族承継する漁家子弟の新規就業者について J F マリンバンクにより補完する目的で、平成 28 年度に創設されています。

¹² みやぎ銀ざけ振興協議会が定める、「活け締め」や「神経締め」、脱血などの鮮度維持処理方法をはじめとした一定の基準を満たした養殖ギンザケに使用が認められる商標です。養殖ギンザケ最大の特徴である「新鮮で刺し身で食べられるサケ」にこだわった高品質、高鮮度な生食用のサケで、身にツヤと張りがあり、とろけるような食感とあまい食味が特徴です。

援体制を強化しております。

また、信用事業部門と経済事業部門をはじめとする各部・各センター・支所等が連携し、設備・資材購入ニーズや運転資金・住宅資金の情報を共有し、具体的な支援企画や行政と連携した取り組みを推進しております。このほか、必要に応じて組合員への個別訪問、漁業継続のためのコンサルティング等の支援も行っております。

c 早期の事業再開に資する方策

当組合では、組合員・役職員が一丸となって震災被害からの早期の事業再開に取り組んでまいりました。全組合をあげて地域漁業の復旧・復興に向けた取り組みを推進するとともに、個別の組合員に対する漁業再開に向けた支援を行ってまいりました。

具体的には、個別の組合員・利用者の漁業再開に向けた取組支援として、2 (4) b (a) 「漁業の早期復興に向けた取り組み」記載のとおり、個別の組合員・利用者に対し、共同利用事業への参画促進や計画の策定、養殖業者に対する公的支援の活用の促進等を行ってきており、これらにより正組合員の漁業再開には一定の目途がついたと言える状況に達しております。

今後も引き続き、漁業を再開した組合員が操業を継続する中で必要となる資金面のニーズに対しては、個別事情を十分に勘案のうえ、その状況に合わせた適切な対応を実施してまいります。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化の方策

地域における漁業や地域社会を維持していくうえでは、後継者を確保し、事業を円滑に承継する環境整備が必要であります。

当組合では漁家子弟の漁業就業支援への取り組みとして、組合員による各魚種別部会での生産性の向上や経営の安定化を通じて、後継者が参入しやすい環境整備を図っております。

また、前述の「漁業復興担い手確保支援事業」および「新規漁業就業者確保事業」等の行政支援やJFマリンバンクによる「漁業新規就業支援事業」を活用し、若青年漁業者が着実に将来の担い手となれるよう、新たな漁法や技術を習得できる機会の提供にも取り組んでおります。

e 地域や利用者に対する積極的な情報発信

当組合は、経営状況等についてディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、宮城県内の漁業の動向や地域のイベント案内、前述の放射性物質の測定結果等についても、ホームページ等を通じて継続的に情報を発信してまいりました。また、広報『海と共に』(季刊)を発行し、浜の生産状況や活動及び若手漁業者の紹介など、組合の取り組みについて定期的に伝えているほか、「協同組合論」に関する専門家による連載では、協同組合の今日的な意義や役割を毎回わかりやすく解説し、協同の取り組みの持つ力について発信しております。

今後も、組合員・利用者からの信頼を高めるため、漁業をはじめとする地域経

済復興への支援策等も含めて、これらの取り組みを継続してまいります。

3. 剰余金の処分の方針

平成 30 年 3 月期決算は、主要魚種が概ね堅調に取引されたことなどにより、当期剰余金は 652 百万円となりました。これにより、優先出資に対する配当を満額実施させていただくほか、十分な内部留保の水準を確保する一方で、平成 28 年度から 5 カ年間の増資運動を展開しているなかで、前年度に引き続き組合員への普通出資配当を実施し、さらに増資に振り向ける取り組みを推進しております。これらの取り組みを通じて組合への求心力の向上を図るとともに、財務基盤のさらなる増強につなげるべく尽力してまいります。

今後につきましても、東日本大震災からの復旧・復興状況や自己資本の水準等を適切に見極め、普通出資配当の継続を検討してまいります。

4. 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保の方策

(1) 経営管理体制

当組合は漁業者により組織する協同組合であり、正組合員の代表者で構成した総代会で選任された経営管理委員で構成する「経営管理委員会」が、業務の基本方針など業務執行に関する重要な事項について、組合の意思を決定しています。

経営管理委員会が選任した理事で構成する「理事会」は、経営管理委員会の決定の下で、業務執行に関する意思決定を行います。また、総代会で選任された監事が、理事会の決定や理事の業務執行について監査を行っております。

また、信用事業については専任の担当理事を置くとともに、常勤監事（員外監事）を設置し、ガバナンスの強化を図っております。

経営体制・組織体制については、平成 25 年 4 月に事業本部制を導入し総合支所・支所機能の再編と本所による一元的な予算管理体制への移行を行いました。さらに平成 27 年度には、支所運営にかかる本所・総合支所の役割の明確化や、経済事業における事業本部制のあり方の整理などを目的に、総合支所の業務を機能別に 3 つのセンターに再編（センター化）いたしました。

こうした経営管理体制の強化に関しては、信用事業強化計画及び事業・収支等にかかる計画の実施状況の進捗管理とともに、引き続き経営統括室を所管部署として、より一層の取り組みを行っております。

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制

当組合では、内部監査部門として他の業務執行部門から独立した「監査室」を設置しております。内部監査は組合の経営全般にわたる管理及び各事業部門の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて、業務運営の適切性の維持・改善に資することを使命としております。

また、内部監査は組合の本所、金融・経済・地域の各センター、支所の全てを対象とし、被監査部門のリスクの種類・程度に応じた監査の頻度・深度等を決定し、効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めています。

内部監査は毎年度策定する監査計画に基づき実施し、監査結果は理事長及び監事に報告のうえ、理事会及び経営管理委員会に報告しております。監査指摘及び必要とする改善事項は理事長により被監査部門に通知し、改善状況等の回答を受け、定期的に改善取組状況をフォローアップしております。

(3) 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。)及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針

a リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要との認識の下、有効なリスク管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制の仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、審査体制につきましては、上記の体系に基づき、融資部門、余裕金運用部門から独立した管理部門が二次審査を実施し、与信先の経営状況や資金使途等の把握、余裕金運用管理などにかかる厳密な審査を行い、審査にかかる牽制機能を確保し、資産の健全性の維持・向上に努めています。

現在、信用事業強化計画に関する事項を中心として、信用事業の貸出に係る二次審査等を所管している「経営統括室」を、平成30年4月をもって当組合の経営リスクを専門的に管理する「経営統括部」に発展的に改組し、経営管理、リスクマネジメントに関する事項全般を所管し、各部署との情報連携のもと、当組合の統合的なリスク管理を担っております。

b 信用リスク管理

(a) 不良債権抑制に向けた取り組み

当組合は、信用共済部門や経済事業部門などの関係部門が連携して、組合員・利用者への訪問・面談等を徹底し、既往取引先の状況把握に継続的に取り組み、早期の情報収集に取り組んでおります。

また、リスク管理部門（経営統括室）が当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、融資担当者が中心となって、取引先の状況等に適した再建支援や不良債権の抑制等に取り組んでおります。

(b) 新規融資時のリスク軽減に向けた取り組み

東日本大震災による被害状況を踏まえ、自然災害による毀損リスクを軽減するため、機関保証付融資を積極的に活用しております。また、組合員・利用者の資金対応ニーズに応えられるよう、経営状況等に応じつつ農林漁業セーフティネット資金や各種制度資金等の提案にも積極的に取り組んでおりま

す。

また、今後も復旧・復興に向けた多岐にわたる資金ニーズが発生することが想定されることから、新規融資時においては、漁業金融相談員が中心となり、組合員・利用者の現状やニーズを的確に把握したうえで、適時の訪問・面談により返済計画の策定サポートを行っております。なお資金対応後の状況把握や計画の進捗状況等のフォローにも取り組んでおります。

(c) 信用リスクの適切な管理

信用共済部門において、月次で東日本大震災の影響を受けた債権の状況を確認し、進捗状況を管理するほか、経営統括室が被災者への信用供与の状況や信用リスクに関して取りまとめ、関係部門と情報共有化を図っていくこととしております。

特に被災者向け債権の管理・回収につきましては、被災者に対する相談機能を適切に發揮し、債務者の状況に応じた適切なサポート策を提供することで、不良債権の抑制・信用リスクの低減等に取り組んでおります。

また、理事会は被災者への信用供与の状況や信用リスクに関する報告を毎月受け、必要な改善策を指示するなど適切にリスクを把握・管理しております。

c 市場リスク管理

当組合は、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用の徹底や、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づく運用会議での協議等を通じて、今後も適切なリスク管理に取り組むとともに、市場動向の変化等に応じて管理体制の改善を図るなど、市場リスク管理体制を引き続き徹底しております。

d 流動性リスク管理

当組合は、不祥事発生や風評被害等による貯金流出時の流動性（資金繰り）リスクへの対応策として制定した「不祥事対応マニュアル」、「流動性リスクにかかる管理の手引」等に基づきリスクの低減に取り組むとともに、必要に応じて管理体制の改善を図るなど、リスク管理体制を引き続き徹底しております。

e オペレーションナルリスク・システムリスク管理

当組合では、各種業務規程に基づく事務の遂行や毎年度実施する職員へのコンプライアンス研修を通じて、事務リスクの軽減に努めるとともに、自店監査、内部監査の体制の充実・強化を図り、引き続き事務処理ミス等の早期発見及び事故等の未然防止に努めております。

また、システムリスクについても、漁協系統の集中センターである、(株)全国漁協オンラインセンターと連携のうえ、システムの万一の障害や災害時等の対応も含め、コンピュータ・システムの安定稼動と円滑な運用に努めております。

f 危機管理への対応

当組合の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遺漏なく顧客対応を行い、早急に平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っております。また火災・震災等の災害時の対応について、「災害時緊急対策マニュアル」に基づく体制を整備しております。

以上